

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2023年7月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

7月に入り、今年も折り返し地点を過ぎました。実は当法人は6月決算で、7月が新たな期の始まりです。法人化して3期目、個人事業では24年目です。節目節目で業務の見直しや気持ちの切り替えができることでさらに前向きになることができます。皆さんにはどんな節目がありますか？

さて、今回は代理権を取り上げています。これは保佐類型・補助類型については限定的に、後見類型については包括的に付与されるものです。保佐・補助については代理権行使が具体的に想定される場合に付与されます。先日こんなことがありました。当法人が補助人に選任されるにあたり、どんな代理権が必要かを検討していたのですが、キーパーソンからうかがっていた「地方に不動産を所有していて売却する予定」という情報があって、申立の当初は不動産の売却の代理権が必要、として付与して欲しい代理権の中に入れていたのです。ところが、家庭裁判所の調査官との面接の際、まだ当法人は補助人になっておらず何の調査権限もないため、地方に不動産があるかないかがはっきりせず、結果的に家庭裁判所は件の代理権の付与を認めませんでした。

家庭裁判所は本人の権利を制限することになるからか代理権の付与には大変慎重な姿勢です。以前からこのような傾向はありましたが、今後は認知症基本法が成立し、人としての尊厳の保持が謳われたのでより顕著となるでしょう。代理権、簡単なようで実はとても難しいです。



IKUKO

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

先月号では成年後見制度の「同意権」について紹介しましたので、今月は「代理権」を詳しく見ていきましょう。

成年後見人の場合には代理権が与えられているため、委任状がなくても代理で法律行為を行うことができます。しかし、この場合の法律行為は財産に関するものに限られるため、**婚姻や離婚と** **というような身分行為については代理することができません。**また、保佐人/補助人については申立の範囲内且つ家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為の範囲に限りです。

代理権の及ぶ範囲ですが、実は財産に関するものであっても一定の行為については制限がかかるものがあります。

- ① ご本人の居住用不動産を処分（売却など）する場合
本人の生活が脅かされることのないよう、家庭裁判所の許可を得てからでないと売却はできません。
- ② 後見人等がご本人と後見人等の利害が相反する行為（利益相反行為）をする場合
本人の利益を不当に害することのないよう、家庭裁判所に特別代理人を選んでもらわなければなりません。
- ③ 後見等監督人が選任されている場合に、後見人等が一定の重要な行為をする場合
前号に記載した民法13条1項の行為等は後見監督人の同意を得なければなりません。

成年後見人には代理権が認められているとはいえ、ご本人の意思や状況等を適切に判断して権利を行使しなければなりません。

「取消権」は、成年被後見人が行った法律行為が不利益であると判断したときに取り消すことができる権利です。尚、日用品の購入その他日常生活に関する行為については取消権が認められていません。成年後見人は取消権がありますが、保佐人・補助人については条件があります。前号に載せていますので、参考にしてください。

さて、次号は**成年後見人等の申立**についてです。どのような手順で受任されるのかを紹介します！

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました！！
どうぞよろしく☆

